

第4号議案－4

広島県教育委員会規則等の一部改正について

広島県立高等学校学則の一部改正について、次のとおり提案します。

令和6年3月11日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

1 提案の要旨

県立高等学校の再編整備に伴い、広島県立高等学校学則の一部改正を行う。

2 改正内容

改正する規則名	改正内容
広島県立高等学校学則 (昭和28年広島県教育委員会規則第4号)	<ul style="list-style-type: none">広島県立安芸高等学校及び広島県立呉昭和高等学校の廃止広島県立尾道商業高等学校、広島県立広島商業高等学校、広島県立呉商業高等学校及び広島県立福山商業高等学校の学科の廃止 に伴う一部改正

3 施行期日

令和6年4月1日

